

株式会社 エコア

新型コロナウイルス感染拡大に伴う

『ガス料金』・『電気料金』等の特別措置について

— ガス料金・電気料金等の支払期日等の延長を実施 —

株式会社エコア（代表取締役：前原 薫）は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部における「生活不安に対応するための緊急措置」を踏まえた経済産業省からの要請を受け、お客様からのお申し出をいただいた場合以下の特別措置を実施する事と致しましたのでお知らせします。

1. 特別措置対象のお客様

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等により、各県社会福祉協議会から『緊急小口資金』または『総合支援資金』の貸付を受けている方で、一時的に料金のお支払いが困難となったお客様。

2. 特別措置の内容

『緊急小口資金』または『総合支援資金』の貸付を受けている方でお客様からの申し出があった場合は

ガス料金：2020年2月（支払期限日が2020年3月25日以降となるもの）、3月検針分の料金の支払期日を、それぞれ1ヶ月間延長します。

電気料金：2020年3月、4月および5月の検針分（料金計算分）の料金の支払期日を、それぞれ1ヶ月間延長します。

3. 特別措置のお申込み方法

当社営業所まで、お電話にてお申込みください。（担当者が、訪問し手続きを致します）

※ 「緊急小口資金」、「総合支援資金」の貸付を受けているお客様に限ります。

4. 受付開始日

2020年3月25日